

# Until the first Chief Justice of the Supreme Court is appointed

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小野, 純一郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/25050">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/25050</a>

研究ノート

# 初代最高裁判所長官が決まるまで

弁護士 小野 純一郎

## 目次

- 第1 はじめに
- 第2 細野派について
- 第3 敗戦と司法における革命の変革
- 第4 岩田司法大臣から木村司法大臣へ
- 第5 最高裁判所の設立—長官及び判事の人選
- 第6 細野派の敗因
- 第7 おわりに

## 第1 はじめに

### 1 「裁判官の戦後史」の記述

倉田卓次元裁判官<sup>1</sup>の著作である「裁判の戦後史」<sup>2</sup>は、達意の文章でつづられた裁判官の半自伝ないし成長期として白眉のものである。

同書の120ページには、次のような記述がある（原文は縦書き）。

「戦前、司法省事務局にゆかず裁判所の第一線勤務を誇りとする五月会という判事のグループがあつて、最高裁判所判事任命諮問委員会の選出に関して、そのグループが大審院長細野長良（当時の私たちには「民事訴訟法要義」という五冊の大著の著者の名であつた）さんを担ぎ、その他の多数の反細野派との熾烈な闘争があつたが、後者が勝つて、前者はあとで人事上冷遇を受けた、という戦後の裁判所にとっての「不幸な出来事」はその後関係者の回顧的証言も段々出揃つて来たので、アウトラインはすでに常識化している。

しかし、双方の「証言」は、個々人の主観的意図の弁明に急で、個人の善意も思惑も政治の文脈に組み込まれれば、たやすく無視されてしまうことを看過していると感じられるし、また、裁判官たる人の「証言」ながら、虚心に読めば、やはり党利的利害の絡んだ当時の一局面からだけの「当事者的供述」であることを免れておらぬ、というのが、無関係な後進の率直な感想であつて、真相把握と史的評価にはなお相当の日時を要するであろう。」

### 2 本稿の執筆意図

本稿は、上記の「真相把握と史的評価」に挑戦しようという意図で執筆するものである。

---

<sup>1</sup> 1922～2011。東京地裁交通部総括判事、佐賀地裁所長、東京高裁部総括判事等を歴任。法律書だけでなく、多くのエッセーを遺した。

<sup>2</sup> 悠々社。1987

ただ、筆者は一介の弁護士であり、この問題に関心を持ち続けてきたとはいうものの、新資料を発見したわけではなく、従来の文献を整理したに過ぎないものかもしれないことをご容赦願いたい。

### 3 参考文献

- 私が高稿執筆の際に参考にした主たる文献は以下のとおりである。
- A：終戦後の司法制度改革の経過（1）～（4）（内藤頼博・信山社）
  - B：戦後の司法制度改革（高地茂世ほか・成文堂・2007年）
  - C：戦後改革4 司法改革（東京大学社会科学研究所編・東京大学出版会・1975）
  - D：日本占領と法制改革（A・オプラー・日本評論社・1990）
  - E：司法権独立の歴史的考察〔増補版〕（家永三郎・日本評論社・1965）
  - F：司法権独立運動の歴史（丁野暁春、根本松男、河本喜与之・法律新聞社・1985）
  - G：ある裁判官の歩み（岩松三郎・日本評論社・1967）
  - H：椽の並木（鈴木忠一・日本評論社・1984）
  - I：近藤完爾 民事訴訟法論考 第三卷（近藤完爾・判例タイムズ社・1978）

以上は、終戦直後の司法全般に関する書籍文献である。これらからの引用は註においてAないしIとする。

Aは、もともと1959年の司法研究報告書として公にされたものであり、非常に浩瀚な記録であるが、当初非売品であった。後に信山社から公刊された。

B、C及びEは学者の論文である。

DはG H Qの政治部法制司法課の課長オプラーの回想記である。

Fは細野派中心メンバーの回想記である。

G及びHは反細野派の回想記を含む。

Iの座談会部分は、今まであまり参照されていないようだが、細野

派に同調していた裁判官近藤莞爾の回想や分析を含み、興味深い。

以上は、書籍となっているものである。

参考にした論文類は以下のとおり。

J：最高裁のルーツを探る（西川伸一・政経論叢第78巻第1. 2号）

K：最高裁判所の成立前後（五鬼上堅磐・法の支配18号33頁）

L：司法行政について（上）（西理・判例時報2141号3頁）

M：あの人この人訪問記 前沢忠成さん（下）（法曹250号4頁）

N：事務屋になった頃（畔上英治）（法曹47号36頁）

O：あの人この人訪問記 藤江忠二郎さん（下）（法曹203号10頁）

これらからの引用も註においてJないしOとする。

その他、ネット記事を含めて、多くの文献を参考にした。

## 第2 細野派について

### 1 細野派とは

まず、細野派とは何かから説明を始めたい。

細野派とは、細野長良（以下ほとんどの場合「細野」という）及びその考えに賛同する裁判官からなるグループである。

### 2 前沢忠成（以下「前沢」という）の指摘

この点に関し、前沢<sup>3</sup>は、「細野問題は、古く昭和の初めに遡って、東京地裁民事部の内情を明らかにしなければ解明できない問題なのです。」と指摘する<sup>4</sup>。そして、それに続けて、具体的には、東京地裁民事部の中には司法省の人事のやり方に反対する一派があると教えられた事実を語る。

---

<sup>3</sup> 1899～1983。司法研修所の初代所長を務めた裁判官。反細野派の行動部隊の1人であった。G221頁参照。

<sup>4</sup> M8頁

### 3 司法省と戦前の司法権の独立について

#### (1) 司法省について

ここで、司法省について、現在は存在せず、法務省と同じように誤解する読者も多いと解されるので、説明を加えたい。

司法省とは、明治憲法下における行政官庁であり、司法大臣をトップとし、司法行政などを行っていた。昭和23年2月15日に廃止された。

すなわち、現在最高裁判所の権能となっている裁判官の人事権や裁判所の予算は、当時は司法省に掌握されており、結果としてその限度で司法が行政に支配されることとなり、司法権独立の観点からは欠陥ないし弱点と解された。

さらに、司法省において司法行政に従事した者が裁判所に戻ってくると、裁判に専心していた判事よりも出世する実態があり、そのことを不合理と考える判事は少なくなかったと思われる。

こうして、昭和初期のころには、反司法省的考えを持つ判事が一定数存在したようであり、それが前沢の指摘する「司法省の人事のやり方に反対する一派」であろう。

#### (2) 戦前の司法権の独立

ちなみに、明治憲法下における司法権の独立の法制上の欠陥としては、上記人事権と予算の問題だけでなく、裁判所に検事局<sup>5</sup>が付置され、司法大臣の監督下に置かれていたこと、各裁判所の長は司法大臣の下部機構として各所管の司法行政事務を担っていたこと(裁判所構成法<sup>5</sup>134条、135条、20条、35条など)等が挙げられる。

また、実態上の欠陥としては、上記の出世問題のほかに、大審院長、控訴院長等の任官者の多くが司法省出身者に占められる傾向、司法大臣や司法次官はほとんど検事出身者であり、判事出身者でも司法省出

---

<sup>5</sup> 裁判所法の前身であるが、大日本帝国憲法から日本国憲法に変わったことによる変化は、裁判所構成法の改正に留まらず、新たに裁判所法の制定が必要であった。

身がほとんどであったこと等がある。

例えば、昭和7年から敗戦当時までの司法大臣は、小山松吉、小原直、林頼三郎、塩野季彦（三代）、宮城長五郎、風見章、柳川平助、岩村通世（三代）、松坂広政と13人いるが、そのうち風見は政党人、柳川は軍人であるもののその在職期間は合わせて1年に過ぎず、その他の11人はすべて検事出身である。ちなみに、司法次官を見ても、検事出身者が圧倒的に多く、判事出身者の場合には司法省出身である（長島毅、三宅正太郎）。

### (3) 司法部内における司法権独立を守る動き

昭和17年3月、東京控訴院で発生した「分科会事件」が著名である。これは控訴院においては、事務分配や裁判官の配置などは「分科会議」（院長、部長、上席からなる合議体）で決定することとなっていた（裁判所構成法36条、22条3項）のに、霜山精一院長が独断で裁判官の配置を行ったことに端を発する。この点について、控訴院判事の中から違法な配置決定であるとの声が上がリ、分科会議開催が請求され、ついに院長も分科会議を開催せざるを得なくなった。

なお、司法権独立の不十分性は改革されるべき問題であるとの主張は、一部の判事ばかりでなく、在野法曹である弁護士間にも生まれていた<sup>6</sup>。

## 4 さつき会のこと

このような反司法省的な考えを持つ判事の団体としてさつき会があった。

さつき会についての文献は、松本冬樹『「さつき会」の思い出』（近藤完爾ほか・裁判今昔・西神田編集室・20頁）、N37頁、O25頁などが

---

<sup>6</sup> 昭和9年10月に東京弁護士会は、司法省を廃止し、その権限を大審院長と検事総長に付属させるべしとの提言を行った。また、昭和11年4月、帝国弁護士会は、司法官は司法大臣の監督を受けるのではなく、大審院長の監督を受けるべきとの総会決議をした。

ある。

これらをまとめて整理すると、さつき会は昭和13年5月に発足し、昭和22年5月に解散した、東京民事、刑事裁判所の若手判事を中心とした集まりである。その目的は裁判実務上の法律問題、裁判の在り方、時事問題等を毎月1回集まって話し合う研究的、社交的なものであった。会員資格は地方裁判所の陪席判事クラスであり、したがって、控訴院判事や裁判長等になると資格を失い、当然退会になった。会員数は、座談が可能な限度で15、6名とされた。そして退会者があるたびに会員の推薦で新会員を補充した。

座談における議題の中心は主として法律問題であったが、若い元気な判事が毎月集まって話すうちに、自ずと「良い裁判」とは何かという大命題に取り組むこととなり、その背景にある「司法の独立」の問題も話し合われた。そして、そこでは、反司法省的な共通認識が形成された。すなわち、判事の天職は、裁判をし、判決を書くことであり、判事は裁判に専心すべきであって、所長になりたい等の出世欲にとらわれてはならない、司法省における司法行政は判事のなすべき仕事ではない、司法行政事務は知力を増進させない、にもかかわらず、司法省から戻った判事が裁判に専心する判事より好待遇を受け、裁判所の要職に就くのは不当であるというような共通認識である。

そして、認識は実践に及び、司法省への転任を拒否するさつき会の会員が出てくるようになった。松本冬樹は山下朝一判事の例を挙げ、同判事が司法省との転任交渉に悩まされた様子に触れている（27頁）。

この点、三宅正太郎<sup>7</sup>は、「裁判の書」（日本評論社・2019）の中で「判事の仲間には昔から二つの潮流がある。一方では判事たる以上は行政官の仕事と判事の仕事は相容れないと言って、その意味で行政官

---

<sup>7</sup> 1887-1949。司法次官、大審院部長等を務めた著名裁判官。文筆家としても名高い。



たることを極端に嫌う人があるし、他方では行政官になることは判事としての才能を豊富にする所以だと言って、それになることを奨励する人がある。自分はそれは各人の性格傾向によることで一概には言えない、ことと考える。実際に見ても、判事から行政官になって司法官としての魂を見失ったと思われる人もあるし、行政官となったために司法官としての仕事が幅と奥行を増したと思われる人もある。で、行政官になりたいものはなればよいし、司法官として止っていたい者はそうすればよいのである。」と述べているが（92頁）、さつき会の論理的潔癖性に比して、柔軟な対応が感じられる（優柔不断であって中途半端な考えだとの批判も可能であろう）。

そのような会員の行動が生まれてくると、さつき会は一種のエリート意識に基づいて青年将校気取りで司法省に反抗しているとか、裁判至上主義に陶醉しているとか、同志的政治結社であるとか様々の悪評や嫉妬の対象となった。

裁判長が新任判事に対して、さつき会には入らないようにとの注意をした事実もあったようである。

そして、この会も戦争末期には会合の機会もなかったが、戦後会員が出そろうと復活し、司法の独立の実現に向かう情勢がみられるようになって、会の啓蒙的役割も変化してきた。

そこで、さつき会の会員からも司法省に入る者が出てくる。

畔上英二は、司法省に行くことについて、さつき会の会員に相談し、全面的な支援と激励を受けて司法省に行くこととなったとのことである<sup>8</sup>。

内藤頼博（以下「内藤」という）も昭和20年10月に司法省民事局第三課長に就任した。

---

<sup>8</sup> N38頁。

そして、さつき会は、次のような解散声明を発して解散した（原文は縦書き）<sup>9</sup>。

「さつき会は、昭和十三年五月裁判の道を究め、これに徹しようとする真しな意図の下に少壮の判事十数名を以て創められた。爾来満九年在京民刑事裁判所の所謂陪席級判事を会員の資格として会員の新陳代謝を行い、常に断え間なき清新さで活動を続けて来た。その間、具体的な法律問題その他諸般の問題について討議研究が続けられたが、期するところは裁判とは何か、裁判官は如何にあるべきかということにあった。この命題は、あらゆる角度から論議され、実務を通じて反省されるに従って必然的に裁判至上主義、裁判所中心主義となり、やがて司法権独立の確立へと移って行った。而もこれには常に実践が伴っていたことは謂うまでもない。

然し、会のこの理論と実践とは自ら限界があった。何故ならば会員は、旧憲法下の官僚的裁判制度における裁判官に過ぎぬからである。問題は裁判官としての心構え、司法行政運用の点について論ぜられ、実践されたが国家組織の根底に触れる制度の点に至って立ち止まらざるを得なかったのである。古い殻に新しい内容を盛ろうとして理論附け実践してきたところに、摩擦と誤解とを生じる余地があった。又その故に、厳しい批判が行われ、会員以外にも或る程度の反響を呼び起こしたのである。

今や新憲法と裁判所法とが施行され、我々が多年の討議と実践とを以て結論に達したものが実現されたのである。我々はこの新しい制度に必ずべき新しい思想の主体的条件を整えるべく用意していたことをひそかに自負するものである。とは謂え我々が続けて来た努力の基盤たる「判事」も、対象たる「裁判」も古い制度の下におけるものであ

---

<sup>9</sup> N38～39頁。

ることを反省し、新しい出発のために古い衣を更えなければならない。古き基礎に結ばれたさつき会も自己否定の最も厳しい実践によって、次の歴史の時代へ発展して行かねばならない。会の解散は新しい制度出発の記念ともなるであろう。

然し乍ら、新しい制度は国民の自覚によって闘い得られたものと謂うには未だ早く、司法部の主体的条件も未だ十分整っていない。新しい制度にふさわしい新しい裁判官ができ新しい裁判が行われるためには、なお多くの時日と努力が必要である。この理念と現実との間隙はやがて全く新たな構想の下に新たな努力によって解消されるであろう。それにはもっと広い基盤と視野が必要である。我々はこのような輝かしい未来をも期待して、この会はここに解散する。

昭和二十二年五月」

## 5 さつき会と細野派の関係

第1の1で引用した「裁判官の戦後史」には、さつき会が細野を担いだ旨の記述があり、そのような認識が一般的とも思われるが、正確さに欠けるようである。

この点はHの118頁以下で話題となっているところ、そこにおける鈴木忠一の発言は昭和22年7月10日の選挙活動中のことに関してであるが、次のとおりである。

「…アンチ・細野のために投票を頼んで廻ったが、はっきり断る人の中には、ああ五月会だったなと気づく人が幾人かありました。あの選挙のときは、五月会は反細野的態度を表明しなかったと言えると思います。ただし、それがすぐ細野派であることを意味しないことは言うまでもありません。非難する意味ではなく、無関心の態度であったように見えましたね。」

結局、さつき会の中には、その反司法省的思考の共通性から細野を支持する判事もいたと思われるが、後述するような細野の人格的問題

等からか、支持しない判事もおり、無関心な判事も多かったというのが正確ではなかろうか。

## 6 細野派のメンバー

### (1) 細野長良

ア 細野は最後の大審院長であり、最初の最高裁長官になりたかったがなれなかった裁判官である。

明治16年1月7日に富山市で生まれ、県立富山中学校、旧制第六高等学校、京都帝国大学法学部を各卒業して、明治43年8月に大阪地裁判事に任官した。明治45年3月にいったん退職してドイツ、オーストラリアに留学。帰国後、大正2年9月に東京区裁判所判事となり、その後、東京控訴院判事、混合仲裁裁判所審判員顧問、同事務官、東京控訴院部長、大審院判事を経て、終戦時は広島控訴院長であった。混合仲裁裁判所の関係ではイギリスに何年間か滞在したようである。

イ 細野の評伝が書かれていないのは不思議である。

私が文献で触れただけでも、司法権独立運動以外にも、「民事訴訟法要義」全五巻を執筆したこと（現代の裁判官でもそこまで詳細な民事訴訟法の著作を持つ者はいないと思われる）、滝川事件の後始末に京都帝大有力OBとして尽力したことなど、多岐にわたる活躍がみられる。

細野のことを書いた文章としては、下飯坂潤夫の「緑陰雑記」がある<sup>10</sup>。

私にはこの文章は一つの謎である。というのは、下飯坂判事は、執筆当時、名古屋高裁長官であるが、大審院判事であった昭和22年5月7日、GHQのホイットニー将軍を訪れ、大審院長である細野の批判を伝えているからである。すなわち、下飯坂は、当日、細野らがGHQで述べていることは大審院判事全体の意見ではない、細野らは自分たちの少数意見をあたかも全体の意見のごとく宣伝することに巧みである

---

<sup>10</sup> 法曹49号、10頁。

等と述べた<sup>11</sup>。

ところが、「緑陰雑記」では、細野さんの夢は裁判官優位の実現であり、ブロック会同では検事長に議長を譲らなかった、検事でも判事でも納得いかない意見には手厳しく叱咤励声した、ブロック会同で検事長の閉会のあいさつにおける言葉（議論は学者に任せておけ）に立腹し、「だまれ」と一喝した、陛下御前の言上は時間を気にせず、司法大臣等を気にしないで行った等、のエピソードを披露している（これらの読み方によっては、細野の傍若無人ぶりを慇懃無礼に描写しているとも解される）。

そして、さらに、細野の武勇伝として名高い、東条英機内閣総理大臣に対して上申書を提出したことを、全文掲載して詳細に紹介している。

#### ウ 「武勇伝」の詳細

昭和19年2月28日及び29日、臨時司法長官会同が開かれた（従来の資料では同年3月とするものがあるが、続司法沿革史240頁によれば2月末である）。出席者は大審院長、検事総長、控訴院長、検事長、地方裁判所長、検事正等であり（細野は広島控訴院長として出席）、岩村司法大臣から訓示があった後、東条英機総理の訓示があった。東条の訓示は、裁判官の自由主義的傾向を非難したものであり、「この際諸君は従来の惰性を一切放擲し」とか「勝利なくしては司法権の独立もあり得ないのであります」とか「政府は機を失せずこの非常措置にも出づる考えであります」と裁判官を恫喝的に批判した。

これに対し、誰一人物をいう者はいなかった。

しかし、ここで、細野は、司法部に対する侮辱と暴言に黙っていることはできず、死を決して上申書（抗議文）を作成し、同年3月18日

---

<sup>11</sup> A（4）40頁。

付で東条首相と岩村司法相に郵送したのであった。

抗議文の概要は、内閣総理大臣は司法行政を監督する機関にあらず、したがって、司法官の事務の取扱いにつき訓示をする権能を有しない、にもかかわらず裁判を左右し得るが如き言辞を以て為し、将来の裁判に示唆を与え、頭の切替えを要求し、これを為さざる時は非常措置に出ると強弁することは断じて為し得ないことであるというものだった。そして、司法の機能を発揮させるための根本方策、司法官の職務執行の場所の提供、事件個々の処理方策を提言している。

昭和19年3月という10日には東京大空襲があり、戦争末期であった、当時の東条首相の独裁、横暴を止め得る者はなく、細野の抗議文の提出は、確かに死をかけた果敢な行動であったと評価できよう。

しかし、細野によれば（昭和22年4月22日の裁判官任命諮問委員会における発言）、上記抗議文を大審院長にも送ったが握りつぶされた、広島地裁所長岩松三郎は細野の態度を非難したという<sup>12</sup>。

もっとも、当時の枢密院議長原嘉道<sup>13</sup>は、同年4月5日、細野に対し、上記の点についての感謝文を贈ったということである。その感謝文はF107頁に掲載されている。

## エ 細野の人格的評価

細野という人は、上記「緑陰雑記」記載のエピソードを見てもわかる通り、常識的な人ではなく、今風に言えば空気の読めない、型破りの人であり、自分の考え通りに振る舞い、これに反するものを排除する。性格の強すぎる独裁的傾向がある暴君であるとの評価が反細野派を中心になされている。

細野派のメンバーからの評価でも、細野が司法権独立、司法の優位

---

<sup>12</sup> E50頁。

<sup>13</sup> 1867～1944。著名な弁護士から政治家となり、司法大臣も務めた。

のために長年努力し、終始一貫堂々と表明し、実践することに躊躇がなかったという賛辞はあるが、人格の評価はあまり聞かれない。民訴法学者の斎藤秀夫は「裁判官論」（一粒社・1989・増補二版）の中で旧憲法下の珠玉の裁判官の1人として細野を挙げるが（13頁）、それは上記武勇伝に基づく評価である。

弁護士からの細野の評価もおおむね芳しいものではない。例えば、海野晋吉<sup>14</sup>は、細野を非常に下品であると評し、片山内閣になった直後に海野を訪ねてきて「片山に俺を司法大臣にするように君から話してくれ」と依頼したという。一方で最高裁長官になるという運動をしておりながら、同時に司法大臣になるように運動する、気の毒な人でしたと語っている<sup>15</sup>。

最初の最高裁判事の1人である弁護士真野毅も、細野の長官就任に反対であった。

## (2) その他のメンバー

細野派のメンバーに関し、藤江忠二郎は、「私は細野派ということですね。細野派の定義の仕方で、どちらとも言えますが、私の考えている最厳密な意味の細野派には入れてもらえないのです。」と語る<sup>16</sup>。

私が考えるに、「最厳密な意味の細野派」とは、丁野暁春、根本松男、河本喜与之（この3名は「司法権独立運動の歴史」の共著者である）及び宮城実である。

### ア 丁野暁春（以下「丁野」という）

1896～1990。高知生まれ。東京帝大法学部を卒業後任官、東京民事地裁部長、東京控訴院判事、松江地裁所長、大審院判事、弁護士等を務めた。自由・平等を尊重し、自己の信念に忠実な人であったようで

<sup>14</sup> 1885～1968。社会派、自由人権派の著名な弁護士。

<sup>15</sup> 法曹時報40巻9号86頁。「戦時民主化の旗手として（ある弁護士の歩み）」

<sup>16</sup> 〇26頁。

あり、後輩の判事からも敬愛され、還暦の際には後輩等から「丁野さんと私」という文集を贈られている。東京民事地裁判事となって以降、司法の独立を尊重し、その信念に基づいて行動してきた（3（3）の東京控訴院の分科会事件においても中心人物として活動した）司法権独立運動の傑出した精神的指導者といわれる。

イ 根本松男（以下「根本」という）

1896～1983。東京生まれ。父は根本松美判事。東京帝大法学部を卒業後任官、東京民事地裁部長、大津地裁所長、大審院判事、弁護士、日大教授等を務めた。戦前から司法権の独立を主張してきた。後述の「偽電報事件」の告発人である。

ウ 河本喜与之（以下「河本」という）

1904～2000。山口県出身。岩田宙造（以下「岩田」という）司法大臣と同郷であり、戦前から山口県防長法曹会で接触があった。東京帝大法学部を卒業後任官、東京地裁判事、東京控訴院判事、東京民事地裁部長、司法省秘書課長、同人事課長、弁護士等を務めた。戦前から司法権の独立を主張してきた。

エ 宮城実（以下「宮城」という）

1888～1951。埼玉県生まれ。叔父は元司法大臣を務めた宮城長五郎。東京帝大法学部を卒業後任官、東京刑事地裁判事、東京控訴院部長、大審院判事、大審院刑事部長、弁護士等を務めた。宮城については、丁野暁春が、思い出話を綴っている<sup>17</sup>。

昭和22年7月10日の諮問委員会の裁判官選挙に細野派の代表として立ったが、敗れた。上記の思い出話の中には、その選挙の際の推薦文が掲載されている。

宮城は、公私ともに細野と親しい関係ではなかったが、細野派の代

---

<sup>17</sup> 時の法令294号、34頁。



表として戦い、判事をやめた後は、細野と同じ事務所で短い弁護士活動を行ったようである。

#### オ 判事退職の日

丁野、根本及び宮城は、細野と同様に、昭和22年8月4日に判事を退職した。同日は発足した最高裁判所の判事14名が任命され、初代長官の三淵忠彦が指名された日である。

この翌日以降に退職すると、東京高裁判事としての退職になることとなっていた（裁判所施行法3条1項）。

なお、河本は、休職中であったが、同月末、岩田元司法大臣の仲介で三淵長官に面会し、裁判官任官を願ったが、裁判官会議の結果8対7で否決された。そこで、同年9月末に退職し、弁護士登録し、岩田弁護士の下で働いた。

#### 7 戦時中の細野派の活動

戦時中の細野派の活動については、すでに触れた昭和17年3月の東京控訴院で発生した「分科会事件」での奮闘や平成19年3月の細野の東条英機に対する抗議文だけでなく、次の事実の特筆すべきである。

まず、昭和18年12月に、細野は、赤坂・山王の星ヶ丘茶寮に丁野を招き、岩田ほかの貴族院議員3名と現行裁判制度批判の話し合いを持った。星ヶ丘茶寮会談と呼ばれる<sup>18</sup>。期せずして、戦後すぐの司法大臣と大審院院長がそろっているのではないか。

その席で丁野は初めて岩田に会い、岩田が意外にも若々しい情熱を持ち、素晴らしい合理主義者であると感じた。また、細野からは数通の意見書ももらい、その1通は「昭和九年花山会館ニ於ケル貴族院議員ノ有志ト大審院判事ノ司法制度研究会ニ於ケル細野ノ口演」と題するものであった。

---

<sup>18</sup> F103頁

細野は、上記の司法制度研究会のほかにも、英法研究会、民訴研究会、ゴルフ同好会などを主催ないしは参加していた。岩松三郎は、「あれは、後から考えてみると、本当の学問のために集めるということだけじゃなくて、自分の子分を作りたいという下心があつた頃からあつたのじゃないかと私は想像するんですがね」と厳しい見方をする<sup>19</sup>。

次に、平成20年3月終わり頃、丁野と河本は岩田邸を訪ね、岩田に對し、司法権独立という国家の大事のために大きな突破口を作ってもらいたいとお願いした。上記のとおり丁野は岩田と面識があり、河本は岩田と同郷で知遇を得ていた。丁野らは、まもなく敗戦、降伏となり、明治憲法の大変革がやってくると考えてそのような行動に及んだものであった。

当時の岩田は、岩田内閣を作ろうとする動きもあり、政治的な有力者であったが、丁野及び河本の話聞いて、「私は司法大臣にならぬかもわからぬが、司法問題に尽力できる地位につくかもわからぬ。いずれにせよ、司法権独立のために尽力することは確約する。」と答えた<sup>20</sup>。

岩田は戦後まもなく司法大臣になって、法曹一元の人事を展開する。また、河本は戦後半年足らずのうちに司法省秘書課長となり、次いで人事課長となって、権限をふるうようになる。

こう見てくると、細野派は、戦時中から、司法権独立のための布石を打っていると評価できるであろう。これに對し、この時点で、細野派に対する懸念や不信感を持つ判事は一定数いたであろうが、反細野派は成立していないと言っていいであろう。

---

<sup>19</sup> G 187頁。

<sup>20</sup> F 108頁。

### 第3 敗戦と司法における革命の変革

#### 1 岩田司法大臣の登場

昭和20年7月26日ポツダム宣言がなされ、同年8月14日これを受諾して敗戦が決定した。

8月17日には東久邇宮内閣が成立し、岩田は司法大臣となった。

岩田以前の戦時中の司法大臣は、ほとんどが検事出身であり、時には軍人であったが、待望久しい自由主義陣営からの登場であり、内藤は「平和が戻ったのだ。その実感があった。」と感慨を記す<sup>21</sup>。

そして、内藤は、同年10月に司法省民事局第三課長となった。司法省入りを拒絶していたさつき会の代表的判事だった内藤が、司法省入りしたのだ。

また、岩田は、同月18日には河本（当時東京民事裁判所部長）を呼び、自分は司法部内のことはよくわからないから手伝ってくれるようにと依頼し、河本は、同志である丁野、三野昌治、松尾実友、根本らと相談して、毎日のように朝早く登庁前の岩田大臣を訪ねて、司法改革の話をしたという<sup>22</sup>。

#### 2 岩田司法大臣下の画期的人事

岩田は、東久邇宮内閣の次の幣原内閣（昭和20年10月9日～昭和21年4月22日）においても司法大臣を継続して務めた。その間、丁野や河本は、折にふれ、岩田司法大臣に司法権独立のための意見を上申し、ていた。

岩田司法大臣下では多くの画期的人事が行われたが、それは大別すれば、法曹一元的人事と司法権の独立強化人事である。法曹一元的人事とは弁護士から判・検事や司法省の官吏を採用した人事であり、司

<sup>21</sup> その頃一戦後司法改革当時の思い出（自由と正義37巻8号36頁）

<sup>22</sup> F214頁。

法権の独立強化人事とは、戦前から続いていた細野派との協議に基づく人事である。

法曹一元的人事としては、加嶋五郎弁護士を司法省調査官に、満尾叶弁護士を大審院検事に、植松圭太弁護士を水戸地検検事正に、高木常七弁護士を静岡地裁所長に、大高三千助弁護士を浦和地検検事正に、大津民蔵弁護士を前橋地検検事正に、田中政義弁護士を東京控訴院検事に、稲川竜雄弁護士を東京控訴院検事に、久保田春寿弁護士を浦和監督判事に、山家卓弁護士を長野監督判事に、栗岡善一郎弁護士を岡山地検の検事正に、中村晃弁護士を京都地検の検事正に、それぞれ任命した例を挙げることができる。

これらの人事は河本（昭和21年1月から司法省秘書課長）の意向が反映していたようであるが、「…司法部を民主化し、長い間司法部にはびこっていた各種の派閥を打破するには、弁護士の力、弁護士会の力を借りるほかはないと考え…」というのが河本の考えであった<sup>23</sup>。

一方、司法権の独立強化人事としては、黒川渉司法次官を更迭し、坂野千里（宮城控訴院長）を任命し、刑事局長に佐藤藤佐（東京刑事裁判所長）を任命した。また、内藤が司法省民事局第三課長となったのもここに含めてよいであろう。

そして、河本が司法省秘書課長に就任後、昭和21年2月に大きな人事異動がなされた。

まず、大審院長に細野が広島控訴院長から任命された。この点は次項で詳しく述べる。

次に、検事総長に木村篤太郎、大審院部長に宮城、梶田年、司法次官に谷村唯一郎、東京控訴院長に坂野千里が任命される等した。

この司法権の独立強化人事の中には、後から見ると疑問な人物も含

---

<sup>23</sup> F 221頁。

まれているが、河本の言によれば、就任当初はいずれも岩田司法大臣の方針に従うと誓ったのであった。

これらの人事は画期的なものであっただけに、GHQからは英断と評価されたものの、多くの司法関係者には驚きをもって迎えられ、中には不満や不信感を持った者もいたと思われる。特にそれが大きかったのが細野大審院長である。

### 3 細野の大審院長就任

#### (1) 就任の経緯

まず、就任の経緯を河本が述べているが、意外なのは、霜山精一大審院長の後の大審院長に河本がまさきに細野を候補としなかったことである。河本は、弁護士から有馬忠三郎がいいのではないかと法曹一元的人事を提案した。

しかし、有馬は当時65歳近くであり、他に適任者もなく、河本は霜山留任説を述べたが、岩田大臣が留任を拒否し、その後細野の名前が出てきている。

そして、河本が細野広島控訴院長ではいかがでしょうかというとき、岩田大臣は言下に細野君がよい、細野にしようと宣言したという<sup>24</sup>。

もっともこの経緯は、丁野の記憶とは違っているように思われる。丁野は、昭和20年暮れ頃に偶然犬丸巖元判事に会い、犬丸氏から、細野長良広島控訴院長はいよいよ退職して貴族院議員になるが、裁判所のために惜しいことだとの話を聞いた。それで、丁野は、犬丸氏に対し、しばらく退職を見合わせるように細野氏に伝えてほしいとお願いするとともに、即刻岩田大臣に面会して、細野の上記武勇伝を含む情報を伝え、司法権独立に不可欠な人間である旨を訴え、大審院長に細野氏を抜擢してほしいと陳述した。これに対し、岩田大臣は「お説のと

---

<sup>24</sup> F 219頁。

おりいたします。」と答えた。その後しばらくして、丁野が大審院長の件はどうなっているか尋ねると、岩田は「予定のとおり進行しております。」とだけ答えたという<sup>25</sup>。

## (2) 異例の抜擢

細野が広島控訴院長から大審院長となったのは異例の抜擢人事である。

すなわち、細野以前の大審院長は霜山精一、長嶋毅、泉二新熊、池田寅二郎であるところ、その経歴を見ると、大審院長の前に大審院部長を経ているが、細野は大審院部長を務めていない。また、霜山及び長嶋は、たまたま広島控訴院長を務めているが、霜山の場合はその後大審院部長、東京控訴院長を経て大審院長になり、長嶋の場合はその後司法次官、大阪控訴院長、大審院部長を経て大審院長となっている。これに対し、細野の場合は広島控訴院長から直接大審院長であり、二段階抜擢と言われるゆえんである。

## (3) 評価

細野は、戦前から、司法省を廃止すべし、存続させるとすれば司法大臣は現職の判・検事から任用し、裁判所実務に当たらない判事は認めないこと、検事局を裁判所に附置しないこと等を持論として強く主張してきており、そのことをよく知る司法省としては、全く驚愕し、歓迎せざる大審院長であったことは想像に難くない。

内藤の表現を借りれば次のとおりである。

「細野さんは、当時、広島控訴院長であったが、その以前、長く大審院に居られ、司法権独立の理念を高く掲げ、ことあるごとに司法省の行う司法行政のあり方に、きびしい批判をされていた。その言動は、大審院の中ばかりでなく、控訴院や地方裁判所の判事の一部にも強い

---

<sup>25</sup> F 111頁。

影響を与えていた。司法省当局にとって、細野さんは、不都合とはいわないまでも、よい協力者とは到底見えなかったにちがいない。それやこれやで、細野さんが大審院長になれることは、まずあり得ないというのが当時の部内一般の定評であった。』<sup>26</sup>

細野に対する反感や不信感を持っている判事も同様の思いであったろう。

しかし、細野は岩田司法大臣に任命されたのであり、両者は司法改革について共通の考えを持っていたと解される<sup>27</sup>。

一方、戦前から司法権独立運動を提唱してきた丁野、根本や河本にとっては、念願のかなった大満足の人事であったろう。

また、細野と岩田司法大臣が司法について同じ考えを持っていることから、大審院と司法省の間に従来からあった対立関係が消滅するのではないかという期待も生まれたと思われる。

#### (4) 細野とGHQ

細野が大審院長となった昭和21年2月の23日にP・オプラーがGHQ民政局に着任した。終戦後、連合国の占領下にあった日本において、憲法の改正も各種法律の改廃も、すべてGHQの審査を受けその承認を得なければならなかったところ、オプラーはGHQの政治部法制司法課の課長として、司法関係の法律の制定・改正の審査に当たった。

そのオプラーが来日して最初に会談をした司法関係者は、司法大臣ではなく、大審院長の細野であった。オプラーは、細野が自分と多くの点で司法に関する意見が一致し、非常に貴重な情報を提供してくれるであろうし、将来の司法改革の協力者になると考えた。また、オプラーは、細野が純真で、怒りをあらわにした情熱をもって司法の独立

<sup>26</sup> 谷村唯一郎追想録135頁、「谷村司法次官の功績」

<sup>27</sup> ただし、細野における法曹一元や陪審制度の考え方が岩田と同じであったと解することには疑問が残る。

を主張したことを大変うれしく思った。オプラーと細野は芦ノ湖近くの細野の別荘で数日を一緒に過ごし意気投合し大きな成果を得た。

ただ、オプラーの手記の中には、「私は有用な情報と彼の個人的おもわくを区別するように用心した。」という一説もある<sup>28</sup>。

#### 4 前沢の当時の状況認識

前沢は、自分が満州に行っている間にわが司法部の人的陣容等に大きな変化があったと感じた。

- 1) 司法大臣が岩田、大審院長が細野、司法省人事課長が河本であること。
- 2) 昭和の初め頃、私の東京地裁民事部時代の先輩部長数名（いわゆる細野派）が揃って大審院判事、東京控訴院上席部長となっていること。
- 3) 最高裁に入って然るべきものと秘かに考えていた先輩がほとんど揃って控訴院長として地方へ出て、東京はからっぽの状態にあること。
- 4) 細野大審院長は、GHQの裁判所関係担当のオプラーと極力接着していること。

等で、最高裁発足を前に何か面倒なことが起こらねば良いがと不安な予感を持たざるを得なかった<sup>29</sup>。

この情勢認識は事実に基づくものであり、反細野的感情を持っていた判事の大方もこのような考えを持ったであろう。

そして、これが反細野派の誕生の萌芽と評価することが許されるのではないだろうか。

つまり、細野派が、GHQとの接近を含めて、権力の体系の陣立てが整い、大審院内部では少数派ではあっても団結しており、多数派の、

---

<sup>28</sup> D33頁。

<sup>29</sup> M7頁。



細野に同調しない判事の多くは年長者で、温厚な人が多く、積極的に反撃に出るとは解されなかったのである。

このままでは細野の思い通りに司法が決められてゆく、それでいいのかという不安が現実化したのである。

## 5 当時の細野派の心情

一方、当時細野派はどういう心情であったろうか。

大審院長に思いがけず、いや思い通りに、細野が就いた。司法省も大臣は細野と同じ考えを持っているし、「最厳密な意味の細野派」の1人である河本が秘書課長（後に人事課長）となっている。そしてGHQも細野を信頼してくれている。

これはまさに細野派の考えを実現する千載一遇のチャンスであると考えたことは想像に難くない。しかし、大審院の中にも反細野派はいるし、司法省の中ではむしろ反細野派が多数派であった。

だから、細野派としては、この機会を逃してはならない、GHQが無制限な権限を持っているこの態勢のうちに急いでやらねばならない、そうでないととてもできないという一種のあせりがあったとみることができるようと思われる<sup>30</sup>。

## 6 戦後直後の司法制度改革

- (1) まず、敗戦のよって明治憲法は改正されることとなり、明治憲法下の天皇主権は日本国憲法では国民主権となった（明治憲法の改正手続きで日本国憲法が制定された矛盾について、憲法学者の宮沢俊義は八月革命説によってこれを説明した）。

幣原首相は、昭和20年10月13日、司法制度を含む憲法問題調査会を設置した。

昭和21年2月13日、GHQからマッカーサー憲法草案が日本政府に示

---

<sup>30</sup> I 357頁。近藤発言。

され、同年4月17日、政府が憲法改正草案を発表した。

- (2) 次に、憲法の改正に伴って司法にも大変革があり、司法権は行政訴訟を包含し、裁判所に違憲立法審査権が与えられ、最高裁裁判所に規則制定権が付与された。

そして、明治憲法下における裁判所構成法も改正を迫られ、新たな裁判所法の制定に至った。

- (3) 司法制度の変革についての端緒は、昭和20年9月に司法省が整理した「司法制度改正の要点」である。ここでは、①裁判所、検事局の分離、②判検事の任用資格、③判検事の地位の保証、④大審院長たる資格、⑤司法行政の職務及び監督権等が提示された<sup>31</sup>。

次に、昭和20年11月9日の閣議決定で司法制度改正審議会が設置された。

この当時、内閣には、憲法問題調査委員会が設けられて、司法制度の改正を含む憲法改正の問題を討議していた。これらは憲法改正草案要綱の発表の前であるが、大審院に法令審査権を付与することや検事局を裁判所から分離すること、法曹一元などが取り上げられたが、あまり成果はなかった<sup>32</sup>。

そして、昭和21年3月6日、憲法改正草案要綱が発表されて、司法制度は予想以上に大きな改革が行われることが明確にされた。同年6月12日、吉田内閣の木村篤太郎司法大臣の下、司法省に臨時司法制度改正準備協議会が設立された。ここでは、「憲法改正に伴い司法制度について考慮すべき事項」を協議したが（同月13日～25日まで5回の会議を開催）、準備の程度を超えるものではなかった。

その後、同年7月3日、内閣に臨時法制調査会、同月9日、司法省に司法法制審議会が設置された。

---

<sup>31</sup> A（3）1頁。

<sup>32</sup> A（3）2頁。K33頁。

臨時法制調査会は内閣総理大臣の諮問に応じて憲法改正に伴う法律の制定、改廃をするためのものであり、司法関係の法案は主としてその第三部会が扱った（第一部会は皇室、内閣、第二部会は国会、第四部会は財政その他）。第三部会長は弁護士有馬忠三郎が就任し、委員は26名であった。

一方、司法法制審議会は司法大臣の諮問に応ずる審議会であり、その委員の多くは臨時法制調査会第三部会の委員を任命し、両会の連携を図った。司法大臣木村が会長、委員は48名の多数であったが、この委員中判事から任命された者は、細野、松尾実友、梶田年、宮城、三野昌治、幹事には河本、飯塚敏夫、根本、丁野等であり、この人選は当時司法部内に異様な感を与え、判事出身の委員はすべて細野派ではないかとの陰口も聞かれた<sup>33</sup>。

この臨時法制調査会及び司法制度審議会において裁判所法案要綱が討議され、その答申に基づいて裁判所法案が立案されたのである。

## 第4 岩田司法大臣から木村司法大臣へ

- 1 昭和21年5月22日、第1次吉田内閣が成立し、岩田司法大臣は留任の予定であったが、突然公職追放となった。GHQは、岩田が戦時内閣の国務大臣であったことを理由にパージするというのであった。河本は、GHQのアイソ中佐に対し、岩田は戦後の昭和20年8月17日に大臣になったのだから戦時内閣の国務大臣でない、何とかならないかと陳情した。しかし、アイソ中佐は、昭和20年9月2日降伏調印までは戦時内閣であるから、だめだと答えた。
- 2 岩田は公職追放はやむを得ないと淡々とした態度であったが、後任

---

<sup>33</sup> K34頁。このような人選は細野派のあせりと戦略の稚拙さを感じさせる。

大臣をどうするかということとなり、河本は有馬忠三郎弁護士を推薦すると、岩田も同意したが、有馬が固辞した。

そこで、河本は、木村篤太郎検事総長を推薦したが、岩田は、木村は大臣の器でないと拒否し、乾政彦を推した。しかし、河本は、乾は高齢かつ病身であり無理であるとして、木村を推挙し、その結果、木村司法大臣が決定した<sup>34</sup>。

- 3 この岩田公職追放、後任に木村司法大臣という事実は、細野派にとっては大きな痛手となった。また、司法部の歴史を変えることとなった。

細野にとって、岩田は、司法の独立について同じ考えをもっており、だからこそ、細野大審院長の就任によって、大審院と司法省の対立が解消することが期待されたわけだが、木村は反細野の考えを持っており、大審院と司法省の対立は激化することとなった。

- 4 木村は、司法大臣になるとすぐに、民事局長奥野健一、刑事局長佐藤藤佐及び五鬼上堅磐秘書課長を集め、司法省の人事を更迭することはしないから現職にとどまって仕事に取り組んでほしいと要望した。

その前提として、細野派（河本）が、司法省を細野派で掌握するために、民事局長奥野健一及び刑事局長佐藤藤佐を交代させて細野派にしようとしていたとの指摘があるが<sup>35</sup>、河本はこれを否認する<sup>36</sup>。

- 5 木村司法大臣（司法省）と細野大審院長（細野派）の対立

- (1) それ以来、木村大臣と細野大審院長は事あるごとに対立し、大審院長の言動に対して大臣はいちいち反対を表明、ついに最高裁判所準備委員会の開設をめぐって、対立は頂点に達した。
- (2) 昭和22年5月3日に施行予定の新憲法によって大審院は発展的解消をし、新たに最高裁判所が発足することとなるので、その最高裁判所

---

<sup>34</sup> F 225頁。

<sup>35</sup> M11頁。「あの人の人訪問記 五鬼上堅磐さん（一）」法曹238号、15頁。

<sup>36</sup> F 229頁

の準備委員会を設けるということで、昭和21年10月1日、細野大審院長は最高裁設立準備委員会を設置した。

木村大臣はこれに対し、最高裁判所準備委員会は司法省に設けるべきもので大審院に作るべきではないと反対を表明した。

河本は、司法省にこの委員会を設けるのは当然であるが、大審院も明治憲法下の最高の裁判所として発展的に解消するのであるから、その準備委員会を設けても差し支えないのではないかと意見を述べたが、木村大臣の怒りを買ったようだ。

結局、大審院にできた準備委員会には司法省から全く予算がつかず（金が出ず）、費用はすべて細野が個人的に負担したようである。

### (3) 河本人事課長休職事件

木村大臣は、昭和22年1月、細野派の河本人事課長に転任をすすめた。おそらく、司法省の要職から、細野派を排除したかったのである。最初は神戸の監督判事、それを断ると甲府地裁所長にいけという。河本はこれも拒絶した。

ところが、木村大臣は、河本の承諾のないまま閣議にかけて、「任判事、甲府地方裁判所長に補す」という辞令をよこした。これに対し、河本は、本人の承諾なしに判事に任命することはできない、無効であると言ってこの辞令を受け取らなかった。

すると、木村大臣は、やむなく再び閣議にかけて、同年2月25日、「官吏分限令により休職を命ず」という辞令をよこし、河本はこれは受け取らざるを得なかった。

丁野は木村大臣に面会して、坂野東京控訴院長代理として、河本を大審院又は東京控訴院に引取る案を提出したが、木村はこれを拒絶した。

大審院では2月27日に判事総会を開き、その中で河本問題の調査委員会を作ることを決め、また、満尾大審院検事が河本事件に憤慨して辞職し（新聞報道された）、丁野は、木村大臣に対して抗議書を提出す

るなど大きな問題とされたのであった。

これがいわゆる河本休職事件のアウトラインである。

なお、河本が甲府地裁所長をいったん承知したという五鬼上の証言<sup>37</sup>について、河本はこれを否認する<sup>38</sup>。

そして、河本の休職後の経緯については、第2の6（2）オ記載のとおりである。

## 6 裁判所の予算問題をめぐる対立

- (1) 裁判所の予算を司法省から独立させるという問題は、司法の独立の焦点ともいふべきであり、司法省もこれを手放すことには強い抵抗を示した。

司法省の考えの根拠は、①閣議に所轄大臣がいなければ予算をとることは甚だ困難であり、結局従来通り司法省の所管にしておく方が裁判所のためにも良い、②裁判所は裁判に専念し、司法省は予算に専念するのが効果的である、というものであった。

一方、細野派の考えの根拠は、①予算を独立させなければ最高裁を設けた趣旨がなくなる、②予算を司法省に残しておいては最高裁の完全独立はない、③組織を分離して予算を分離しないのはおかしい、④裁判所の予算を司法省で取扱うことは司法大臣の権限が裁判所に及ぶことになる、というものであった。

- (2) 昭和21年8月8日に開かれた司法制度審議会第12回小委員会においては、11対7で、「裁判所の予算を司法省から独立させること」と決議され、これが裁判所法の第三次要綱案となった。

ところが、同月14日の第6回総会において、司法省側は上記小委員会の結論を覆そうと企て、部外の有力委員を狩り出し、現状維持論を力説させた。

<sup>37</sup> 前註34「あの人この人訪問記 五鬼上堅磐さん（一）」15頁。

<sup>38</sup> F 236頁。

その論旨は、最高裁が下級裁判所の人事権を持ち、試補修習の仕事までやることになったのは、司法の独立上まことに喜ぶべきことであるが、予算のことは、司法の独立論のみでは決しられない問題である。予算は、国務大臣が閣議においてこれを主張し、承認を得なければならない、予算請求の折衝は並大抵のものではない、それを最高裁長官がやると、裁判所の俗化を招く、司法の独立は重大であるが、司法の尊厳は一層重要である、新憲法においては司法大臣の性格も変わり、裁判所に対する人事権がなくなるから、司法大臣としては司法の尊厳を図ることが最も重要である、最高裁長官に予算の分捕りのような仕事をさせたくない、閣議で主張する大臣のない予算は衰微するばかりである、司法の独立でなく、司法の孤立となる、というものであった。

その結果、25対16で「裁判所の予算は従来どおりとすること」と修正された。

なお、行政裁判所の沢田長官（初代の最高裁判事の1人）と白銀評定官が委員であったところ、両者は小委員会では裁判所側に立ったが、総会では司法省側に寝返った<sup>39</sup>。

- (3) なお、河本は、この裁判所の予算問題及び人事権問題についての司法省内部の議論を紹介している<sup>40</sup>。

それによれば、大臣以下出席者14名のうち、河本を除く13名は、裁判所の人事権及び予算権は司法大臣が持つべきであるという意見であった。

- (4) 昭和21年9月23日にGHQとの裁判所法案に関する検討会合が開かれた。出席者はGHQからオプラー及びブレイクモア、司法省から奥野民事局長、内藤民事第三課長、大審院から梶田、飯塚、根本、そして、有馬法制調査会第三部会長、東大の兼子一教授等が参加した。

---

<sup>39</sup> F 132頁。

<sup>40</sup> F 232頁。

この席でオプラーは、裁判所の予算が司法省から独立して裁判所自体で決められるとよいと思うと発言した。

さらに、オプラー（GHQ）からは、同年12月2日には、予算のことを裁判所法に規定し、予算の権限を最高裁判所に与えるようにすべしと強硬な指示がなされた。

この間、同年11月7日の朝日新聞や同月12日の毎日新聞には、裁判所の人事と予算について、司法省と大審院が対立している旨が記事となり、この対立は一般市民にも知られることとなった。

そして、最終的にはGHQの強硬指示が通り、司法省の抵抗は功を奏せず、司法権の独立は予算を含めた完全なものとなった。

## 第5 最高裁判所の設立—長官及び判事の人選

### 1 大詰めの協議—特別法案改正委員会の設置<sup>41</sup>

- (1) 司法省は、裁判所法案等について、昭和21年からGHQとの協議を続けて来たものの、昭和22年2月末になってもGHQから承認が得られず、一方、同月26日の閣議においては、開会中の第92回通常議会で提出すべき法律案は、3月5日までにGHQの承認を得て、同月10日までに提出すべきことを決定した。

そこで、司法省の谷村次官、奥野民事局長、佐藤刑事局長等は、2月28日、木村司法大臣の代理人としてGHQに赴き、法案審議の促進について折衝を行った。

その結果、GHQと司法省の双方から全権を委任された委員を出して委員会を作り、これによって法案審議の促進を図ることとなった。これが特別法案改正委員会である。

---

<sup>41</sup> A（2）614頁。



司法省の委員は、谷村次官、奥野民事局長、佐藤刑事局長、横田臨時企画部長、法制局から今枝第三部長、顧問として、佐藤大審院次長検事、弁護士有馬、同塚崎、東大教授我妻栄、兼子一、団藤重光らであった。

(2) 特別法案改正委員会の連日の会議

特別法案改正委員会は、3月3日から15日まで、ほとんど連日、GHQにおいて10回の会議を開いた。以下、最高裁の人事に関する注目すべき成果を記載する。

第1回（3月3日）において、GHQ側は任命諮問委員会の規程を入れるように示唆し、第2回（同月4日）にその示唆に従った提案がなされたが、細野はこれに反対した。細野は、任命諮問委員会の詮議に基づいて最高裁が名簿を作り、これを内閣に提出する方法を考えていると述べ、内閣（司法省）に選択権を与えることを警戒した。細野は、「内閣に対して選択権を与えるという議論は、理論的には結構だが、日本の現状においては、裁判所の独立を害する恐れが多分にあるので、賛成いたしかねる。」とまで発言し、司法権独立の持論を展開した。

しかし、GHQは、内閣は最高裁の指名した者のうちから適当と思う者を選ぶのだから差し支えなからうと細野の意見を一蹴した。

こうして、裁判所法案に39条4項及び5項が盛り込まれ、同月8日に第9次案が閣議決定されたのである。

また、第2回では、最高裁の裁判官15名を10名と5名に分けるといふ司法省の案に対し、細野は5名の素人を入れることは混乱をきたすので反対したが、GHQはこの点の反対は勧告的にすぎないから、これ以上議論せず司法省の案でやむを得ないとした。西川伸一は、「司法権独立を侵すアリの一穴になるおそれを、細野はこの自由任用枠に見出していたのであろう。」とする<sup>42</sup>。

---

<sup>42</sup> J 29頁。

第6回（3月11日）は裁判所施行法案4条が議論された。同条項は、「裁判所施行の際における同法39条第1項の指名又は任命については、勅令で定める裁判官任命諮問委員会に対する諮問を以って同条4項の裁判官任命諮問委員会の諮問に代えることができる。」というものであるところ、新憲法施行時に最高裁が存在しないことによるギャップを埋める趣旨であったが、オプラーは違憲であり不賛成とし、細野も同意見であった。

そこで、司法省が休憩後に示した改正案は、諮問委員会を裁判所施行前に設置することはできるが、新内閣がこれを認めない場合にはその委員はご破算になるという趣旨であり、オプラーは同意した。

細野はこれに対し、「現在でも最高裁判所判事の下馬評が出ている位であるから、委員会を作って最高裁判所判事を内定したりすることは、色々の影響を及ぼすことになる。どうしても最高裁判所判事は新内閣の下で、新しい空気の中で選ばれねばならぬ。前以て作ることに對しては、我々は絶対反対である。」と述べたが、オプラーは「院長の心配されるほど弊害はないであろう」と流して、議論を打ち切った。

第7回（3月12日）で司法省側は、同条を次のように修正して提案した。「裁判所法39条第4項の裁判官任命諮問委員会は、同法施行準備のため同法施行前において、閣令の定めるところによりこれを設けることができる。前項の裁判官任命諮問委員会は、裁判所法施行前にその職務を行うことができる。」

GHQはこれに同意して、裁判所法案も施行法案も議会に提出してかまわないと述べた。

裁判所法案及び裁判所施行法案は、同月12日、第92帝国議会に提出された。そして、同月18日衆議院で可決、同月26日貴族院で可決し、GHQとの3回の会談（同年4月9日、11日及び14日）のうえ、公布に至ったのである。

## 2 裁判所法の施行と裁判官任命諮問委員会の設置<sup>43</sup>

- (1) 昭和22年4月16日、第1次吉田内閣において、裁判所法及び裁判所施行法が公布された。

そして、同日、改正前の裁判所法39条4項、5項に基づいて、裁判官任命諮問委員会規程が公布され、同委員会が設置された。同委員会への諮問事項は、最高裁判所判事の候補者30名、長官候補者3名を挙げて答申せよという内容であった。

裁判所法は、同年5月3日に、日本国憲法とともに施行予定であり、それまでに最高裁判所の設立、すなわち、長官及び判事を確定させることが当時の司法部の最大の課題であった。

上記裁判官任命諮問委員会の委員構成は、大審院長（細野）、下級裁判所判事1名、行政裁判所長官（沢田竹治郎）、司法次官（谷村唯一郎）、貴衆両院議長（徳川家正、山崎猛）、帝国学士院第一部長（山田三良）、東京帝国大学総長（南原繁）、東京3弁護士会会長（東弁・塚崎直義、一弁・長谷川太一郎、二弁・真野毅）であった。これは、当初、司法省民事局が文民高等分限委員会官制第3条に倣って作成した原案を、GHQ審査（昭和22年4月9日、11日、14日）において大幅に修正を加えられた結果である。

その審査において、オプラーは、大審院長が入ることに反対し、「大審院長に関する問題であるが、木村司法大臣と細野大審院長との間には、相当強いアンタゴニスティックな関係があるように見受けられるし、それに、また、細野院長は…おそらくは、新長官の候補者になる可能性があるかも知れないのであるから、それで、自分としては、この委員会に細野院長を入れない方がよいのではないかと思うのだが、司法省のご意見はどうか。」と発言した。

---

<sup>43</sup> A（4）第5分冊1頁。

アンタゴニスティックとは敵対的という意味であり、木村と細野の敵対関係はGHQも十分把握していたのである。また、オプラーは諮問委員会に候補者が入るのは望ましくないとの考えを有していたことも垣間見える。

なお、上記オプラー発言に対する司法省側の回答は、佐藤刑事局長が、裁判所を代表するものとして入れる方がよい、谷村次官が、大審院判事が審査の対象となるから大審院長に入ってもらう方が適当であると述べていて、私としては公平でフェアな印象を持つ（結局、細野は委員に残った）。

- (2) 次に、最高裁判事15名に対して、裁判官任命諮問委員会は何名を内閣に推薦すべきかが議論された。

GHQは員数の3倍を答申してほしいと希望し、司法省の奥野民事局長がせいぜい20名くらいではないかと述べ、GHQは2倍すなわち30名で妥協した。そして長官候補者は3名と合意された。こうして上記諮問事項が決定されたのである。

- (3) 上記の委員のうち、下級裁判所判事（正確には大審院以外の裁判所に在籍する判事）は確定していなかったところ、他の10人の委員が複数の候補者を指名し、その中から首相が委嘱する手続きであった。

そこで、まず、指名を受ける候補者を確定する必要があったところ、閣令が施行されるや否や、東京民事地裁、同刑事地裁、同区裁判所の判事が、4月16日～17日に選挙を行った。その選挙結果は下記のとおりである。

59票	東京刑事地裁上席予審判事	西久保良行
44票	東京民事地裁上席部長	堀内信之助
44票	東京区裁判所監督判事	八木田政雄
37票	東京民事地裁部長	松田 二郎
28票	東京民事地裁部長	山下 朝一
18票	東京控訴院長	坂野 千里

以下省略

この結果を、東京控訴院長の坂野に答申したのであった。

一方、東京控訴院では、同部長の三野昌治を候補者とすることに決まった。

- (4) 第1回裁判官任命諮問委員会が、同年4月19日、首相官邸で開催された。当日は山崎猛が欠席し、10名中9名出席の委員会であった。

最初に、大審院以外の裁判所に在籍する判事の確定が議論された。谷村が獲得票順に西久保、堀内、八木田を候補者とすべしと述べ、長谷川、沢田及び真野が賛成した。細野は三野を候補者にすべしと発言したが多数を得られなかった。西久保は辞退し<sup>44</sup>、吉田首相は堀内を委嘱した（堀内は4月21日の第2回から出席）。

その後、細野は、まず選考基準を協議すべきであると主張し、「評判の良い判事とは何か、検事や司法省の評判の良い判事か。そのような判事は戦争中どのような態度をとってきたか。」と自分の上記武勇伝<sup>45</sup>を思わせる発言をした。しかし、これに同調したのは南原だけであった。多数の委員は、「時間が切迫しているから直ちに候補者30名を用意しよう。」という谷村の発言に賛成した。

- (5) 第2回委員会は4月21日開催され、細野は第1回と同様の主張をしたが、議事引き延ばし、みっともないとみられる有様であった<sup>46</sup>。

しかし、南原のあっせんで続行となった。

- (6) 第3回委員会は4月22日に開催され、30名の候補者が決まった。11人の委員がそれぞれ30名の候補者の名簿を提出し、重複指名者が極めて多く、候補者名簿に載ったのは61名であった。満票は11票であるが、それはなく、10票以下の結果は以下のとおりであった。

---

<sup>44</sup> J 42頁は、「満州国」勤務の経歴から忌避されたとする。

<sup>45</sup> 10頁ウ参照。

<sup>46</sup> F 157頁。

- 10票：沢田竹治郎、塚崎直義、長谷川太一郎、真野毅、末川博、  
三谷隆信
- 9票：有馬忠三郎、岩松三郎、海野晋吉、草野豹一郎、佐々木良一、  
島保、藤田八郎、谷村唯一郎
- 8票：金森徳次郎、近藤民雄、斉藤悠輔、庄野理一、島田武夫、  
竹田省、森田豊次郎
- 7票：木村篤太郎
- 6票：入江俊郎、井上登、奥山八郎、白銀朝則、高柳賢三、  
細田潤一郎、松本静史
- 5票：霜山精一
- ここまでで30名となる。
- 4票：吉田常次郎、阿保浅次郎、宮城実、椎津盛一、兼子一、  
中川善之助
- 3票：佐藤博、小齐甚治郎、原暉三、豊水道雲、
- 2票：小林俊三、細野長良、河村又介
- 1票：福井盛太、田中耕太郎、丁野暁春、梶田年、藤江忠二郎、  
飯塚敏夫、柳川昌勝、根本松男、坂野千里、三野昌治、  
神原甚造、小林一郎、菊井維大、末延三次、諸橋襄、  
山田正三
- 0票：宇野要三郎、安倍恕、白方一、中島登喜治、南原繁、  
佐々木惣一

まず驚くのは、細野が2票しか取れなかったことである。本人と南原の2票ではないかと分析されているが、支持の広がりがないことが明白である。では細野は自分の他に誰に9票を投じたのか。私にわかるはずもないが、宮城、丁野、梶田、藤江、飯塚、三野、南原、坂野？あたりであろうか。

次に注目すべきは、初代最高裁長官三淵忠彦の名が見当たらないこ

とである。彼の名は、片山内閣下で突然浮上するのである。

なお、後に述べるが、片山内閣下の裁判官任命諮問委員会における裁判官グループの選挙で、細野派から宮城がたった1人の候補となった理由は、この投票において細野派で最高票（4票）を獲得したからではないかと思われる。

また、0票の意味が私には不明である。

このようにして、霜山までの30名が、徳川委員長から総理大臣に答申された。

この日、細野は、委員会中に体調を崩したが<sup>47</sup>、これを仮病と評する者もいた<sup>48</sup>。

- (7) 第4回委員会は4月23日に開催され、前日決定した最高裁判事として適当と認められる30名のうち最高裁長官として適当と認められる者3人の選定につき投票を行った。

投票の結果は以下のとおり。

7票：金森徳次郎

6票：木村篤太郎

5票：霜山精一、有馬忠三郎

4票：竹田省

3人目が霜山と有馬が同数であったため、決選投票を行い、霜山5票、有馬4票であったので、3人目は霜山となった。

したがって、同日、金森、木村、霜山が徳川委員長から総理大臣に答申された。

### 3 裁判の任命の延期

政府は、最高裁長官と最高裁判事の任命について、日本国憲法施行前にその人選を終え、昭和22年5月3日の憲法施行の日に任命の発令

---

<sup>47</sup> F 157頁。

<sup>48</sup> 法の支配No.18、7頁。奥野発言。

を行う予定で準備を進めてきた。

ところが、同年3月31日に衆議院が解散され、4月25日に総選挙が行われる（貴族院に代わった参議院議員の選挙は4月20日）情勢から、この裁判官の任命を第1次吉田内閣が行うのか、あるいは総選挙後、新憲法によって組織される新内閣の手で行うべきかの問題が生じた。

上記のとおり、裁判官諮問委員会では30名の最高裁判事候補者及び3名の長官候補者を4月23日までに首相に答申しており、あとはその中から吉田首相が15名の判事と1名の長官を決するだけであったが、吉田首相が総選挙の直前にその決断をするのはいかにも違和感があった。一般国民の間においても、旧憲法下に出して答申された候補者の中から新憲法に基づく裁判官が任命されるということは、新旧制度の切替えに関連して何か割り切れない気持ちがあったようである<sup>49</sup>。

この際に、マッカーサー元帥から吉田総理宛の書簡が発せられ（吉田首相からマッカーサー元帥への書簡に対する返書であった）、最初の最高裁の裁判官は、その結果にあまり変化はないとしても、新憲法の下に選ばれた最初の内閣により指名されるべきであるという趣旨の勧告があった<sup>50</sup>。

その結果、第1次吉田内閣の下の裁判官任命諮問委員会は白紙撤回され、新内閣によって新たな裁判官諮問委員会が設置されることとなった。

#### 4 片山内閣の成立と新たな裁判官諮問委員会

- (1) 総選挙の下馬評は、与党自由党の勝利が見込まれ、吉田首相は総選挙後も引き続き政権運営をできると考えていたようであった。そして、その見立ては司法省も同様であったから、新たに詮衡をやるとしても余り大きな変化はないだろうと考えていた。

---

<sup>49</sup> K36頁。

<sup>50</sup> A（4）第五分冊39頁。



- (2) ただ、総選挙の結果いかに関わらず、新内閣による新しい最高裁判事の任命は5月3日に間に合わないこととなるので、司法省はそれに対する対応に相当忙殺されることとなった<sup>51</sup>。

その際、日本国憲法の最後の条文103条が適用された。これは経過措置的な代行の条文であるが、同条によって、細野長良は最高裁長官代行となり、根本松男が事務総長代行となった。

細野は自動車に「最高裁判所代行」というのを大きくはった<sup>52</sup>。

- (3) 総選挙の結果は、事前の予想に反して社会党の勝利であった（社会党は143議席を得、与党自民党は131議席であった）。

吉田内閣は退陣し、社会党委員長の片山哲を首相とした三党連立内閣が成立した。しかし、組閣は難航し、片山は5月23日に首班指名を受けたが、組閣が完了したのは6月1日であった。司法大臣には社会党の鈴木義男が就任した<sup>53</sup>。

6月5日、片山首相は、最高裁判所の裁判官の任命について、「最高裁判所の建設」と題する談話を発表した(起草したのは鈴木司法大臣)。その内容は、最高裁の裁判官の選定は公正にして民主的に行われることを期待し、吉田内閣による諮問委員会の答申を採らないことを明らかにした。

そこで、片山内閣において、新たな諮問委員会を設立することとしたが、鈴木司法大臣は自ら裁判官任命諮問委員会規程の政令を立案した。法制局審議のうえ、鈴木司法大臣は、6月9日、その案をGHQのホイットニーに直接説明した。

そして、同規程は、6月17日、政令83号として公布、即日施行され

---

<sup>51</sup> K36頁。

<sup>52</sup> 「法の支配」No18、12頁。座談会における奥野健一発言。

<sup>53</sup> 鈴木は東北学院で学び、また後には東北学院の院長も務めたので、本学には縁の深い憲法学者である。

た。

同規程の特徴は、裁判官、検察官及び弁護士の代表について「互選された者」としたことであり、委員の選任過程に選挙という民主的手段を取り入れたことである。

鈴木義男は、「当時司法部内に存在した派閥を克服して、公平に人材本位に選定するかについては相当苦心したところであるが、そのために前内閣の選定をご破算にして、先ず十五人の裁判官選衡委員を選挙（判・検事、弁護士、学者に投票させる）によって選出させ、この選衡委員が提出した30人の候補者のうちから、長官以下15人を指名するという方法をとった」と書いている<sup>54</sup>。

## 5 この間の細野派と反細野派の動き

前記のとおり、昭和22年4月22日に吉田内閣下の裁判官諮問委員会はその結論を吉田総理に答申した。しかし、同年4月25日の総選挙を挟んで、その答申は無効となり、片山内閣下で新たな裁判官諮問委員会の規程が公布、施行されたのは上記のとおり6月17日であった。

この間、反細野派は、GHQを訪問し、細野の独善性や細野派に最高裁が乗っ取られる恐れ等を告げている。具体的には、5月7日に大審院判事下飯坂潤夫がホイットニー中將を訪ね、細野批判を述べ、同月13日には大審院部長の井上登と島保、森田豊次郎がホイットニーを訪ね、司法省の考えを聞くようと細野派を牽制した。さらに、同月16日には森田及び井上に加えて東京地裁部長の松田二郎及び鈴木忠一がオプラー、マコーミックを訪ね、細野長官反対の理由を述べた。鈴木によれば、鈴木及び松田がGHQを訪れるに当たっては、検事総長の福井盛太がとりはからったようである<sup>55</sup>。

---

<sup>54</sup> 「法曹」129号、35頁。

<sup>55</sup> G112頁。

細野派の動きで文献上追えるものは少ないが、6月13日の朝日新聞に藤江忠三郎の「最高裁判所長官」と題する投書が顕名で掲載されている。藤江はその中で、最高裁長官の最低適格要件として、裁判官が  
不き独立の精神に富むことが絶対に必要であると書いている<sup>56</sup>。

## 6 片山内閣下の裁判官諮問委員会

- (1) 上記のとおり、裁判官任命諮問委員会規程第3条には「互選された者」が委員となっており、裁判官4人、検察官等1人及び弁護士4人が選挙で選ばれる必要があった。

そして、同4条は単記無記名投票と定め、同5条は互選ごとに全国選挙管理委員会を設置するとされ、6条には裁判官、検察官等、弁護士の3グループからそれぞれ6人、4人、11人で組織するとしていた。

### (2) 裁判官の選挙

- ア まず、裁判官グループの選挙管理委員の互選が行われ、次の6人が選出された。

最高裁判所の裁判官の代行	根本松男
同	宮本増蔵
東京高等裁判所の裁判官	坂野千里（委員長）
同	村上朝一
東京地方裁判所の裁判官	中西要一
同	角村克巳

そして、6月21日に首相官邸に3グループの全国選挙管理委員会の委員が集められ、投票は直接投票と郵便投票で行い、選挙日は7月10日と定められた。

- イ この6月21日から7月10日までが細野派と反細野派の最後の戦いの場となった。

---

<sup>56</sup> A（4）第五分冊115頁。

4つの裁判委員の座をめぐって熾烈な選挙運動に突入した。全国一選挙区、単記投票、立候補制でない選挙であったが、事実上の候補者は絞られた。

細野派からは宮城、反細野派からは島保、藤田八郎、岩松三郎、垂水克己、中間派として坂野千里と言われていた。細野派は1つの座を取りに、反細野派は4つの座を取りに行ったのである（細野派に1つの座も渡さない方針）。

その後、反細野派の実働部隊は全国行脚の旅をして選挙運動を展開した。もちろん、私費である。その具体的な奮闘ぶりは、G220頁、H110頁及びM14頁に詳しい。

それらを読むと、反細野派は実働部隊が西久保良行判事の部屋に集まり、作戦を立て、票割りをち密にやり、各控訴院長とも連絡が取れていて組織的な選挙運動を行っていたように感じる。

これに対し、細野派は、はがきや電報を打つ程度の運動しか手が回らなかったようである<sup>57</sup>。

ウ 7月10日の投票は同月18日に開票された。

その結果、島298票、垂水230票、藤田214票、岩松213票、宮城195票、坂野27票であった（投票権を有する者の総数は1250人）。

したがって、細野派の宮城は委員になれず、裁判官の委員4名はいずれも反細野派であった。

この選挙に関連していわゆる偽電報事件が起きた。この点は追って説明する。

### (3) 裁判官任命諮問委員会の議論

ア 互選の9人の委員は上記の裁判官選挙を含めて選挙が実施され、9人が決まり、互選でない6人を加えた委員構成は下記のとおりであっ

---

<sup>57</sup> F 183頁。

た。

衆議院議長松岡駒吉、参議院議長松平恒雄、全国の裁判官から互選された者：鳥、垂水、藤田、岩松、全国の検察官等から互選された者：福井盛太、全国の弁護士から互選された者：塚崎直義、小西喜雄、長谷川太郎、長野国助、大学教授：我妻栄、滝川幸辰、学識経験者：今村力三郎、鳥田孝一。委員長は規程10条1項により松岡衆院議長に決まった。

イ 第1回の諮問委員会は7月21日に首相官邸で開催された。

委員の中から候補者を出すことは避けるべきという意見と差し支えないという意見が対立した。候補者の率についても、6・6・3（法曹以外3）と5・5・5（法曹以外5）の意見が出た。

ウ 第2回の諮問委員会は7月22日に開催された。この日、規程14条1項に基づいて、各委員から最高裁判事として適当と認める者の指名を提出した。その氏名は139人に達した。この中には細野も宮城も含まれている。そして、三淵忠彦も。

同月24日、裁判官任命諮問委員長から上記候補者に対し、電信又は書信によって候補を辞退する場合には27日までに回答するように照会した。その結果、48名が辞退した。

エ 第3回の諮問委員会は7月28日に開かれ、最高裁判事として適当と認める30名を決定し、即日、委員長から内閣総理大臣に答申書を提出した。この30名の中に細野を含む細野派は1人も入っていなかった。ここに細野派の敗北が決定した。

7 片山内閣は、6エ記載の答申に基づいて、最高裁判所の長官及びその他の裁判官についての人選を終え、それぞれに任命又は認証の式の通知を發した。

8 本稿の目的からはズレるが、三淵長官決定の経緯も簡単に触れる。三淵は会津藩家老萱野長修の甥にあたり、東京地裁判事、東京控訴

院上席部長などを歴任し、大正14年、45歳で退官して三井信託株式会社の法律顧問となった。司法部内の後輩等からは非常に高い人物的評価を得ていた。また、片山総理は中央法律相談所をやっていたが、三淵はその陰の顧問であり、片山の出していた「中央法律新報」にも三淵は寄稿していた。鈴木義男司法大臣も、三淵を尊敬しており、司法に関する書信の交換をしていた。

そのような関係で三淵が長官候補となり、今村力三郎、井上登、江橋活郎らも背中を押して長官就任に至ったと思われる。反細野派が細野に対抗して担いだ人ではないのである。この人選の評判は高く、片山内閣唯一の功績と言われるほどである<sup>58</sup>。また、細野の前の大審院長であった霜山も、三淵長官の下で働くことを快諾したという<sup>59</sup>。

この選択を喜ばしいものと考えなかったのはGHQ関係者である。裁判所勤務を退いてから長期間経過していることを気にしたのである<sup>60</sup>。

三淵もさつき会に来て司法省末省論（一般の判事が司法省を本省と呼ぶことに対して皮肉を込めて末省と称した）を説くなど、司法省や司法行政に対する厳しい見方を持っていたようである一方<sup>61</sup>、細野の反司法省的やり方も強く批判している<sup>62</sup>。後者については、三淵が最高裁長官となる以前に、鈴木司法大臣と司法に関する意見を書面で交わした際の意見書にある一節に表れている。すなわち、「細野大審院長の時代となりて大審院の一部の人々が何事によらず司法大臣に反対し、司法省の施政を妨げたりと風評せらるるが如きは決して嘉すべき事柄にあらず、むしろ苦々しき限りなり。新聞に表れたる司法省人事課長の休職問題を大審院の判事会において問題として取り上げ調査を為すこ

<sup>58</sup> 片山哲「三淵氏の思い出」（法曹129号、21頁）。

<sup>59</sup> 鈴木義男「三淵先生と私」（法曹129号、35頁）。

<sup>60</sup> D91頁。

<sup>61</sup> 内藤頼博先生に聞く（法の支配96号、74頁）内藤発言

<sup>62</sup> 五鬼上堅磐「三淵さんの意見書」（法曹129号、25頁）。

とに決したりとの事の如きは言語道断の事というべく」と激しく非難している。

## 第6 細野派の敗因

1 細野派はなぜ敗れたのか、なぜ多数派を形成できなかったのか。

まず、明白なことは、細野派の唱える司法権独立論が敗れたのではないということである。なぜならば、戦後の司法法制は細野派の司法権独立論がほぼ実現されたというべきところ、反細野派がこれを正面から批判したことはほとんどないからである（もちろん、司法予算をめぐる司法省の考え方は細野派の考え方と対立したが）。また、細野派と反細野派の主戦場は、片山内閣下の裁判官グループ選挙であるところ、その時点（昭和22年7月）では、すでに憲法も裁判所法も5月3日に施行され、細野派の訴えは法制上確立しているといえるからである。

2 そもそも、細野派と反細野派の間に考え方の違いがあったのであろうか。

(1) この点、多数説は、それほど大きな違いはなかったのではないか、反細野派も司法省や司法省出身判事の増長ぶりには批判的であったという。例えば、大橋正春元最高裁判事は、「確かに司法権の独立というか、司法省支配に対する反発というのはあり、この考えは細野さんには強いのですが、裁判所の中では、他の裁判官、つまり反細野派と言われた人たちも同じような立場に立っていたりします。この点では、程度の差はあっても全く違っていただけではないとも言えます。」と発言する<sup>63</sup>。

---

<sup>63</sup> 司法の窓第81号7頁。

また、近藤莞爾は次の様な発言をしている。だから、アンチ細野派の人たちも、「おれたちもそう思っていたのだ」ということを後では言われるわけ。だけど細野派に対する疑惑というものが禍いして、司法省とのやり取りには消極的だったというわけだ<sup>64</sup>。

- (2) しかし、近藤莞爾は、次のように、細野派と反細野派の考え方には根本的に違いがあったのではないかと主張する。つまり、新憲法が明治憲法から大きく変わって、これに合わせるように司法に関する規程も手直ししなければならなくなったところ、細野派の考えは、一切が白紙に戻されたうえでの新発足だという考え方（司法行政優位の今までの体制、組織というものを全然やめて、アメリカ流の司法制度が一から作られるべきだ）、これに対し、反細野派の考えは、明治憲法から新憲法への連続性を強調し、裁判所構成法は廃止すべきではなく、司法省の改組に応じて手直しすればいい、そして手直しが不要の点は今までの司法制度を続けていいのだという考え方だとする<sup>65</sup>。
- (3) たしかに、近藤の指摘には首肯できる面がある。しかし、私見では、いずれの考え方にしても、必要な手直しは残るのであり、その根本思想の違いは相対的なものであって、各論点ごとに違いを生むものではないように思われる。

よって、私としては、細野派と反細野派の対立は理論的対立ではないと考える。

理論的対立ではないから、論争はなく（唯一の例外が司法予算論か）、反細野派も、細野派のこういう考え方がおかしいとか、こう考えるべきだという議論は見出せない。

### 3 細野派と反細野派の対立点は何か

こうして考えてくると、細野派と反細野派の考え方の違いは、細野

---

<sup>64</sup> I 359頁。

<sup>65</sup> I 354頁。



を最高裁長官にすべきか、それとも決してそのようなことを許してはいけないかということに尽きると思われる。

細野派は、戦前から司法権独立運動を担ってきた自分たちこそが新しい司法制度、最高裁判所を動かしていくべきであると考えたと思われる。これに対し、反細野派は、細野派に牛耳られるようなことがあっては日本の司法はだめになってしまう、それを阻止しなければならないという考えで盛り上がった。

しかし、この両者の考え方の対立は結局権力争いなのではないか。

反細野派が、細野派に牛耳られてはならないというとき、そうなってしまっただけでは自分たちの出番がなくなる、自分たちが日の当たらない立場になってしまうことを恐れる気持ちはなかったか。

逆に、細野派についても、岩田宙造の愛弟子であった伊達利知弁護士は、次のように主張する。「私には、その著書名が「司法権独立運動の歴史」となっていることに何か事実にとぐわぬものがあるように思われてならない。私をしてこれを端的に云わしめれば、あったのは派閥の攻防勢力争いだけであつたのであり、ただ、その攻防を美化するため、右の呼称が生じたと云うことではなからうか」と<sup>66</sup>。また、岩松は、細野は一片の名誉心とか野心というもので動いていたように思えるんです、と語る<sup>67</sup>。

しかし、近藤莞爾は、「それは権力闘争とかなんとかいいうことに最後はされてしまいましたけれども、権勢欲でやったことだというのなら細野さんや丁野さんなんか、戦争中から、その地位につく前から、いわゆる行政優位の弊風を打破しようということをやするわけじゃないですよ。」と発言する<sup>68</sup>。私は近藤説をとりたい。

<sup>66</sup> 伊達利知「終戦前後における司法権独立運動と岩田宙三先生」（自由と正義37巻8号、61頁）

<sup>67</sup> G 220頁。

<sup>68</sup> I 363頁。

4 反細野派の主張の根本に権力争いがあり、また、論理的争いでないことから、細野に対する批判も、その考え方や政策についてではなく、性格が悪いとか、2号を持っている（虚偽の事実と解される）とか、私行への非難（例えば、裁判所への配給物を1人占めた）などが中心となり、怪文書が送付され、裁判官とはいえ、選挙運動は低レベルな争いとなったというべきである。法規制がない故、手段を選ばない戦いであった。

その中で生まれたのが偽電報事件である。

#### 5 偽電報事件について

(1) 投票日3日前の7月7日、反細野派の長野潔及び谷中薫東京高裁判事（実際は、松田二郎と鈴木忠一であった<sup>69</sup>）は、管内の地裁所長及び大阪、名古屋、福岡、広島、仙台、札幌、高松の各控訴院に、「坂野院長、諮問委員たる意思なし 院長の了解にて打電す」という電報を打った。

坂野院長とは、坂野千里東京控訴院長のことであるが、坂野は中間派の良識をバックに出馬しており、電文を見せられた坂野は茫然とした。坂野は「全く事実無根のことだ。今度の選挙ではずいぶんひどいことが起きているが、まさかニセ電報を打たれるとは考えもしなかった。」と怒った<sup>70</sup>。しかし、長野は、坂野に会って帰ってきて、「坂野さんは立つ意思はない。その旨を周知させるような電報をお前の名前で打ってもいいということだから、打って構わない。」と述べたようである<sup>71</sup>。

この電報の影響力は大きかった。例えば浦和地裁では、所長がこの電報を公文書扱いにして判事全員に閲覧した。そして、坂野が27票しか得票できなかったのはこの電報のせいである。この電報がなければ

---

<sup>69</sup> H123頁。

<sup>70</sup> 「最高裁物語 上」山本祐司（講談社 + a 文庫）98頁。

<sup>71</sup> H123頁。

当選者の得票の一部は坂野に行ったと見込まれる。そうすると宮城が4位に食い込んだ可能性もあった。

- (2) 7月17日に東京高裁の三野判事が浦和地裁に調査に行き、小堀所長からこの電報を借りて来た。丁野と根本は坂野に面会し、坂野は「長野君が問題の電報を打つことにつき自分に諒解を求めたようなことはない、広い範囲に電報を打つなどということは思いもよらぬことである。」と述べた。
- (3) これに対し、根本らは、まず、内閣へ書面を出すこととした。書面の趣旨はこのような虚偽の電報は悪辣な選挙妨害であるから、今回の選挙を無効とし、別に適切な方法を講じてもらいたいというものであった。署名者は、根本、梶田、藤江、飯塚及び丁野である。

次に、根本らは、同月22日、告発に踏み切った。GHQのマコーミックから再三すすめられたこともあり決心したのであった。被告発人は長野潔1人、谷中は含めていない。告発の趣旨は次のとおり。長野潔判事は、島氏を候補者として推薦していたが、他に、坂野氏を推薦した者があることを知り、同氏の当選を妨げ、かつ、同氏と同じく島氏と反対的立場から推薦されていた宮城氏の当選をも妨害しようとの目的をもって、投票日の直前7月7日、浦和地裁小堀所長他数か所にあてて、坂野氏の諒解なきにかかわらず、同氏の諒解を得たるがごとく偽り、虚偽の電報を打った、というものである。

根本は、同月24日、東京地検で竹原検事の取調べを受けたが、同月26日、嫌疑なし不起訴となったことを木内検事正から電話で聞いた。

宮城の助言もあり、根本は、同月28日、東京高検へ抗告状を提出した。

根本は、同月30日、東京高検の岡原検事（後の最高裁長官）の取調べを受けたが、8月2日、罪とならずで抗告却下になった<sup>72</sup>。

---

<sup>72</sup> F 184～190頁。

## 6 細野派の考えの限界

細野派の唱える司法権独立の考えとは、司法省が裁判所を支配することはけしからん、司法省出身者が裁判所の要職を占める人事はけしからん、裁判所は司法省から離れて独立すべきである、大審院長は天皇直属にすべきであるというものであった。

しかし、細野派の司法に対する考えには限界があったと解される。

例えば、近藤莞爾は、「法曹一元まで細野派だって問題に取り上げるだけの余裕がなかったようだ。」と発言している<sup>73</sup>。また、細野は、GHQとの会談の中で国民の司法参加について消極的見解を述べている（大陪審による起訴の導入につき、日本人はまだ準備ができていないかもしれないと回答）<sup>74</sup>。

そして、そもそも、冒頭の司法権独立論においても、国民との連携は念頭になく、官僚裁判官として、内閣が司法に優位な状況となることに対する反発にすぎなかったという限界を指摘できるであろう。

この点に関し、前沢が、細野から、司法省が裁判所の人事、予算について権限を握っていることに強い反対を示された際、前沢は、司法省がなくなっても、今度は裁判所の中にこれに代って、その仕事を扱う組織ができ、また同じような問題が起こるのではないかと漠然と思ったと記しているが<sup>75</sup>、私は、それは違うのではないかと考えた。私は、細野の立場であれば、裁判所の中に人事、予算を扱う部署ができて権限を握ることは、司法部内のことであって、行政（内閣＝司法省）による司法の制約は生じないと考え、同じ問題ではないと思ったのである。

近藤は、「どちらも一というよりもみんな一それまでの司法部の組織

---

<sup>73</sup> I 356頁。

<sup>74</sup> C 155頁（第2章利谷執筆部分）。

<sup>75</sup> M 9頁。

を変えるか変えないか、端的にいえば予算と人事を最高裁に移すべきかどうかという点にしぼって論争していたから、移したとして果たして行政優位の弊風は除去できるだろうかというようなことまでは考える余裕がなかった。消極意見はもちろんだが、細野派の人たちも、ともかく司法省中心の行政優位の弊はこの際取除かなければならない、それだけでも大変な仕事だという心境だったのでしょう。」と発言している<sup>76</sup>。

## 7 結論

- (1) 結局、細野派が少数となり反細野派が多数となったのは、木村司法大臣就任以降、細野院長の大審院と司法省とがことごとく対立し、その対立の中で細野派の強引と思われる独善的な対応が散見されたことが原因と考えられる（例えば、前に触れた、裁判官が細野派ばかりの人選、大審院独自の調査委員会を作ったこと、河本休職問題を大審院判事会が調査したことなど）。その過程でかねてから細野派の持論や主張に同調できなかつた人、あるいは反感を持っていた人たちが各人それぞれの動機から結果的に司法省と結びつき、多数派の反細野派になったと解される。

そして、細野派は、自分たちの考え方を、一般の裁判官に説明し、理解してもらおう活動が不足していたと考えられる。とくに、若手や地方判事に対しては手が届いていなかった。

逆に、エリート意識をふりまいて、敬遠されていた面があったのではなかろうか。近藤莞爾は、「細野さんたちがもうちょっと慎重に考えると、反対にまわさなくて済んだ人たちまで反対にまわしている。つまり自分と同じように考えて、同じように行動しないやつは、これは共に語るに足らず、という心境で、いうならばあせったという感じで

---

<sup>76</sup> F 355頁。

すね。」と指摘する<sup>77</sup>。

また、細野が最高裁長官となり、細野派が最高裁判事の多数となるときは、司法における人事が細野派の独断で決まってしまうのではないかと疑念を生んだことは否定できない。

というのは、細野派は人事の壟断との批判を受けていたからである。まず、河本秘書課長は、昭和21年2月に松尾実友判事を福井地裁所長、丁野を松江地裁所長としたものの、2か月もたたぬうちに松尾を研修所所長に、丁野を犬丸大審院判事の後任にしたので、不公平、横暴人事との非難を浴びた。そして、河本は自らが人事課長になろうとして、そのときの人事課長下村三郎を丁野の後任の松江地裁所長に出した。秘書課長の後任には五鬼上弁護士を就任させた<sup>78</sup>。

さらに、大橋正春最高裁判事は、河本が、霜山精一大審院長、三宅正太郎、大森洪太、草野豹一郎ら裁判所内で評価の高い先輩判事をやめさせたということで反発があったのではないかと推測する<sup>79</sup>。

最後に、別の観点から、GHQとの関係について付言する。細野がGHQから評価されていたことは前に述べた通りであるが、細野派はそのことを過大評価して読みを誤ったのではないかと指摘がある<sup>80</sup>。GHQは意見は持っているが、特に人事に関しては具体的な指示は控えたと思われる。それは細野派からしたら期待外れだったかもしれない。

(2) 裁判官グループの選挙に限って言えば、まず、実働部隊の数が違っていた。反細野派は若手が分担を決めて全国に伝令を送って、選挙運動をしたが、細野派にはそのような手足がなかった<sup>81</sup>。伝令が東京から

---

<sup>77</sup> I 365頁。

<sup>78</sup> F 223頁。

<sup>79</sup> 司法の窓第81号7頁。

<sup>80</sup> I 357頁。

<sup>81</sup> I 357頁。

やってきて、直接説得されるのと、はがきが来るのを比較すると、その効果には大きな違いがあったと思われる。

次に、反細野派は、司法行政ルートを辿って上から下へ選挙運動を下した。すなわち、所長から平判事に反細野的なメッセージやこの人に投票するようにとの話が伝えられたところ、当時の地方の平判事の実感では、これに逆らえない雰囲気が強かったようである。

細野派はそのような司法行政ルートが使えなかった。

また、反細野派は、若手を中心に作戦を練り、票割りをし、組織的に動いており、その面で細野派は全く見劣りする状況だった。

宮城が4位に入れなかったことはやむを得ない結果だったのではないか。

## 第7 おわりに

細野派と反細野派の対立は、司法部内でその後も尾を引いたようであり、後輩判事からは2度とそのような抗争を繰り返すべきでないと言われるが、そのとおりであろう。

しかし、昭和46年の宮本康昭熊本地裁判事の再任拒否は、司法部内に危機を作り出した。再任拒否の理由を告げられず、それは青法協会員であったせいではないかと言われ、石田最高裁長官に対する強い非難が司法部内外からなされた。

私は、平成16年4月から、東北学院大学法科大学院の実務家教員（民事）を務めたが、同時期の刑事の実務家教員は守屋克彦（弁護士）元裁判官であった。守屋は、上記の再任拒否、青法協問題の渦中におられた裁判官であった。私は守屋教授との雑談で、細野派と反細野派の対立の歴史に関心がある旨を話したことがあったが、「自分は13期だから、その頃の裁判所の様子は全くわからない。ただ、細野派の人た

ちは、再任拒否や青法協問題の際に、何の援助も、助言もしてくれなかった。」と語っていた。

それはもしかすると、私が上記した細野派の考えの限界を示すものだったかもしれない。